平成２５年（フ）第５８号
三重県四日市市三重２丁目１番地14
債務者　山崎シンチアこと　ヤマザキ　シンチア　ヘイジ
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１６１１号
京都市北区衣笠氷室町30番地22
債務者　藤原　　弘
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
京都市伏見区淀川顔町455番地１　浅野方
債務者　岡本　則子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
京都府宇治市小倉町南堀池60番地の16
債務者　奥田たづみ
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地11―502
債務者　山本　健太
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
京都市山科区西野山階町41番地２　山階町ハイツ210―２
債務者　西村　敏幸
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
兵庫県芦屋市大原町２番６―310号
債務者　米田　弥生
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８２号
兵庫県西宮市門戸荘17番34―405号
債務者　藤原　義久
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７号
奈良市西大寺北町３丁目５番13号　喜仙ハイツＡ棟８号
債務者　西田　晃彦
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８８号
鳥取県米子市観音寺新町１丁目13番30号201号
債務者　松本　邦男
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第４号
鳥取県米子市旗ケ崎１丁目28番10号　203号
債務者　米村　敏彦
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第８号
鳥取県米子市博労町４丁目165番地　グリーンコーポ202号
債務者　津嶋　真也
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１５号
福岡県柳川市三橋町江曲165番地　ハイツ藤木Ａ棟101号、前住所福岡県柳川市三橋町藤吉115番地３
債務者　田中　和昭
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2687番地１
債務者　白川　直子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２８号
佐賀県西松浦郡有田町広瀬山甲1908番地１
債務者　市川　貴浩
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３０号
佐賀県伊万里市波多津町辻5448番地
債務者　森　　浩徳
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２９号
大分県津久見市地蔵町９番９号
債務者　草刈美智男
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
宮崎市江平東２丁目１番28号　宮田コーポ201号
債務者　竹下　陽子（旧姓溝田）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
宮崎地方裁判所破産係